

政令第百二号

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十五条第一項及び第四十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（外国為替令の一部改正）

第一条 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

別表の五の項（八）中「電波」の下に「若しくは赤外線」を加える。

別表の六の項に次のように加える。

- 
- （六） 被覆したセラミックの複合材料の設計又は製造に係る技術であつて、  
経済産業省令で定めるもの（（一）及び（三）に掲げるものを除く。）
- 

（輸出貿易管理令の一部改正）

第二条 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項（四十九）中「重水から」を「水から」に改める。

別表第一の五の項（十九）中「又はニトログアニジン」を「ニトログアニジン又は五ふつ化よう素」に改める。

別表第一の六の項に次のように加える。

（十） 積層造形用の装置又はその部分品

別表第一の七の項（十五の二）の次に次のように加える。

（十五の三） 極低温用に設計した冷却装置又はその部分品

別表第一の七の項に次のように加える。

（二十四） シリコン又はゲルマニウムのふつ化物、水素化物又は塩化物

（二十五） シリコン、シリコンの酸化物、ゲルマニウム若しくはゲルマニウ

ムの酸化物又はこれらの基板（十八）及び（二十三）に掲げるものを除

く。若しくはインゴット、ブールその他のプリフォーム

附 則

この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

## 理由

国際的な平和及び安全の維持のため、五ふっ化よう素等について、輸出に際し経済産業大臣の許可を要する特定の種類の貨物として指定する等の必要があるからである。